令和３年８月２６日

保護者　様

岡山市岡山っ子育成局保育・幼児教育部

保育・幼児教育課長

就園管理課長

緊急事態宣言に伴う保育所等の利用について

日頃より、本市の教育・保育施設の運営及び新型コロナウイルス感染防止対策の取組みについてご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

　このたび新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和３年８月２７日から緊急事態措置を実施する区域に岡山県が指定されます。

　これを受けまして、市内の保育園・認定こども園においては緊急事態宣言期間中も利用者及びその家族の生活維持に必要な施設であることから、感染防止策を徹底しつつ、引き続き開園することとしますが、令和３年８月２７日（金）から令和３年９月１２日（日）までの間、感染拡大防止のため、家庭での保育が可能な場合は、家庭保育の協力をお願いいたします。

なお、保育が必要な方につきましては、通常どおり各園で保育を行います。

記

◎　このことは、令和３年８月２７日（金）から令和３年９月１２日（日）までとします。

◎　登園についてのお願い

・引き続き、お子様の健康観察をお願いします。

・園児が、発熱した場合は、解熱後２４時間以上経過してから登園してください。

・軽い風邪症状であっても体調不良時には園児の登園を控えてください。

◎　感染症予防の観点から不要不急の外出は控えましょう。

◎　家庭保育にご協力いただいた場合には、保育料について、後日登園しなかった日数（１

日以上）に応じて、日割りで還付します。

◎　副食費につきましては８月２７日から９月１２日までの間で６日以上欠席（ただし、１号認定児の夏季休業日は欠席日数に含まない。）の場合は、９月分の副食費の半額を市から保護者に還付します。

※ご不明な点がございましたら、下記へご連絡いただきますようお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 家庭保育へのご協力について | お子さまが通っている園保育・幼児教育課（０８６－８０３－１２２８） |
| 副食費について | 保育・幼児教育課（０８６－８０３－１２２８) |
| 保育料について | 就園管理課（０８６－８０３－１４３２） |